

山口地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

山口労働局一般公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、令和5年4月22日付けをもって任命した第57期山口地方最低賃金審議会委員のうち、労働者代表委員の辞職に伴い、新たに労働者代表委員1名を任命したいので、関係労働組合は、下記「山口地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和6年4月25日

山口労働局長 友住 弘一郎

記

山口地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和6年5月17日

（3）推薦書の提出先

山口労働局労働基準部賃金室

（山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館6階）